

五、單車の電動機を改造せられたし。

(回答) 前年度以来の方針に付今後改造を継続すべし。

六、昇給は規程の最高額を以て実行せられたし。

(回答) 昇給は規程の最高額以内に於て各自の勤勞成績を考慮し、之を行ふものなれば一率に最高額を以て実施すること困難なり。

十九

ハンドブレーキ付單車撤廃他十三項に關する電車部赤坂支部嘆願書——木村営業長宛(六月十三日)——合回答

一、ハンドブレーキ付單車撤廃せられたし。

(回答) 到店撤廃困難。

二、中間車應接車掌の撤廃反対。

(回答) 当營業所には直接關係なきも実施困難なり。

三、フエント吊を新設取附けられたし。

(回答) 車庫に協議の上考慮すべし。

四、ホキートリフト機に位置整へ、自動的スプリング機構ルキヤ

取付せられたし。

(回答) 車庫に協議の上考慮すべし。

五、増員せられたし。

(回答) 井司に其の旨を申し述べし。

六、省線利用者、遅刻に付善処せられたし。

(回答) 絶対に容認困難。

七、食堂に茶器を備へられたし。

(回答) 実施せしむも猶其の設備費等に付て配慮すべし。

八、飲料水として麥湯を出されたり。

(回答) 別年度に於ても配給す同様に配給すべし。

九、廁所を改善せられたし。

(回答) 経費の節減に実施困難なるも相当考慮すべし。

十、食堂に共済組合以外の商人の出店許可を免れたし。

(回答) 許容困難。

十一、大門附近に理髮所を設置せられたし。

(回答) 共済組合と協議の上実施を圖ること。

十二、濱松町地帯に診療所を設置せられたし。

(回答) 共済組合と協議の上実施を圖ること。